

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電
気通信事業部会決定第5号)の改定について

<目次>

- 1 〔資料 9 3 - 2 - 1〕 改定概要 1
- 2 〔資料 9 3 - 2 - 2〕 新旧対照表 4

「諮問を要しない軽微な事項について」の改定について

平成31年2月15日
事 務 局

「諮問を要しない軽微な事項について」の改定について

電気通信事業法第169条の規定により諮問対象となっている事項のうち、以下の①及び②の形式的な変更に関して、軽微事項として明確化することで諸手続の迅速化を図る。

① 他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

例) 他の省令の条文を引用している規定に関して、引用元条文の改正に伴い引用先を改正。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
(平成14年総務省令第64号) 引用元省令

第十七条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定(略)は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「**第四条に規定する機能に係る他人資本費用**」とあるのは…(略)…と読み替えるものとする。

③他の省令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理

第十七条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定(略)は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「**一般法定機能に係る他人資本費用**」とあるのは…(略)…と読み替えるものとする。

①他の省令(接続料規則)の条文を引用

(引用)

第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号) 引用元省令

第十一条 **第四条に規定する機能に係る他人資本費用**の額は、次に掲げる式により計算する。
(略)

(改正)

②接続料規則の一部改正

第十一条 **一般法定機能に係る他人資本費用**の額は、次に掲げる式により計算する。
(略)

② 用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

例) 用語の整理

(接続料規則)

第十五条

2 前項の場合において、通信路の設定を行う機能の接続料は通信回数単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。(略)

例) 条の繰上げ

(接続料規則)

第十八条の五 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。(略)

第十八条の三 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

【参考】

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

3

○行政手続法施行令（平成6年政令第265号）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条（略）

一～十三（略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

○諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）の改定案
新旧対照表

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

（略）

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第六項までの規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

一〜六（略）

一 法第十二条の二第四項第二号ロ又はニの規定による電気通信設備の指定のうち、次に掲げるもの

1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気通信設備の指定

イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）

第三条第一項の規定による固定端末系伝送路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合

ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合

2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の電気通信設備の指定

イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第二項

ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第二項

二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。

1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの

2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの

三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）

四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの

1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの

七| 法第六十九條各号に掲げる事項に関する事案のうち、次に掲げるもの

1| 他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

2| 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

八| (略)

附 則

(略)

2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの
3 施行規則第二十三条の四第二項第十号の二に規定する通信量に関する基準（通信の宛先の数に関する基準を含む。）を緩和するもの

4 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの

5 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備

五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの

六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの

1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

(新設)

七| 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの

附 則

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの

1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める

基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先

2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項

3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号